## 経済産業省

20211222保局第1号令和3年12月28日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

「電気用品の範囲等の解釈について」の一部改正について

電気用品の範囲等の解釈について(平成24・03・21商局第1号)を別 紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、令和3年12月28日から適用する。ただし、この通達による改正後の規定の適用については、令和4年12月27日までは、なお従前の例によることができる。

電気用品の範囲等の解釈についての一部改正 新旧対照表 ○電気用品の範囲等の解釈について(平成24·03·21商局第1号)

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
(定義)	(定義)
電気用品名とは、電気用品の型式の区分における品名をいう。	電気用品名とは、電気用品の型式の区分における品名をいう。
I 一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられるもの	I 一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられるもの
一及び二 (略)	一及び二(略)
三 特定電気用品以外の電気用品	三 特定電気用品以外の電気用品
1. ~7. (略)	1. ~7. (略)
8. 光源及び光源応用機械器具関係	8. 光源及び光源応用機械器具関係
$(1)$ $\sim$ $(19)$ (略)	$(1)$ $\sim$ $(19)$ (略)
(20)「電気消毒器」とは、殺菌灯が組み込まれるものであって、器体の内外	
部に殺菌灯の光線を照射することによって消毒の用に供されるものをい	
う。「殺菌灯」には、水銀の発光を利用するものだけでなく、塩化クリプトン	
の発光やLEDなどを光源とするものも含む。なお、電気消毒器を構成する	
ソケットや安定器などの部品単体については、電気消毒器とはみなさな	
<u> </u>	
(21) 専ら病院、診療所で医療用として用いられる構造の光線治療器は、「家	(20) 専ら病院、診療所で医療用として用いられる構造の光線治療器は、「家
庭用光線治療器」に該当しないと解釈し、対象外として取り扱う。	庭用光線治療器」に該当しないと解釈し、対象外として取り扱う。
(22)原紙類の複写機構を有さないいわゆる電子黒板は、「複写機」に該当し	(21)原紙類の複写機構を有さないいわゆる電子黒板は、「複写機」に該当し
ないと解釈し、対象外として取り扱う。	ないと解釈し、対象外として取り扱う。
9. 及び10. (略)	9. 及び10. (略)
Ⅱ及びⅢ (略)	Ⅱ及びⅢ (略)